

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：尾張旭市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	S61.1.10	地方公営企業法の適用・非適用	適用 √ 非適用
団体名	尾張旭市	職員数 (H19. 4. 1現在)	15
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	149.2	公営企業債現在高(百万円)	10,629
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.99
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	13.7
		経常収支比率 (%)	87.8

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 √ 該当なし

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	尾張旭市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	尾張旭市長 谷口 幸治
既存計画との関係	尾張旭市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	市のホームページに公表する
基本方針	下水道事業の計画的な整備促進により使用料の増収を図る。また、組織改革等により適正な人員配置を行い、人件費の削減に努め、効率的な経営を推進することにより公共下水道事業の経営の健全化を図る。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		399	604	1,003
	補償金免除額		82	128	210
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		141	251	399

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	202,463	398,727	603,957	1,205,147
合 計 (A)		202,463	398,727	603,957	1,205,147
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		202,463	398,727	603,957	1,205,147

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	82,452	141,282	250,714	474,448
合 計 (A)		82,452	141,282	250,714	474,448
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		82,452	141,282	250,714	474,448

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>本市の下水道事業は、昭和55年度に事業に着手して以来、現在までに806haの認可を受け、617haの整備が完了している。地理的には、名古屋市に隣接しているため、土地区画整理事業や住宅開発が多く実施されており、これに伴い下水道の整備も年間約15haのペースで実施されている。このため、財政的には資本的支出の割合が多くなっている。また、計画的な整備により毎年有収水量も増加しており、使用料収入も増加している。</p>	
経営課題	課 題	料金水準の適正化
	<p>本市では、平成14年度に使用料の改定を実施しており、使用料単価は128円で県内5万人以上の都市平均を若干上回っているが、全国平均よりも低い水準にあるため、適正な料金への改定が課題となっている。</p>	
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化
	<p>給与水準は人事院給与勧告に基づき、毎年引下げられている。また、定員については平成20年度に係を統合し、1人の減員を予定しているが、今後は処理水量の増加が見込まれるため、維持管理部門での減員が課題となっている。</p>	
	課 題	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化
	<p>現在、処理場の維持管理業務の一部を民間に業務委託しているが、今後さらに業務内容を拡大してゆくには安全管理上の問題もあるため、より効率的な経営を実施してゆく上で課題となっている。</p>	
留意事項	課 題	
	課 題	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
		(計画前5年度 (決算))	(計画前4年度 (決算))	(計画前3年度 (決算))	(計画前々年度 (決算))	(計画前年度 (決算見込))	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	869	879	880	838	821	856	859	867	876	884
		(1) 営 業 収 益 (B)	473	496	518	527	547	572	594	637	667	689
		ア 料 金 収 入	423	452	475	486	504	527	549	592	622	644
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	(50)	(43)	(43)	(41)	(43)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)
		(2) 営 業 外 収 益	396	383	362	311	274	284	265	230	209	195
		ア 他 会 計 繰 入 金	392	382	361	311	274	283	264	229	208	194
		イ そ の 他	4	1	1	0	0	1	1	1	1	1
		2 総 費 用 (D)	869	879	880	838	821	856	859	867	876	884
	(1) 営 業 費 用	401	437	461	437	436	487	563	596	608	617	
	ア 職 員 給 与 費	85	83	81	74	71	70	70	69	69	68	
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	316	354	380	363	365	417	493	527	539	549	
	(2) 営 業 外 費 用	468	442	419	401	385	369	296	271	268	267	
	ア 支 払 利 息	34	31	29	27	27	26	26	25	24	24	
うち一時借入金利息	434	411	390	374	358	343	270	246	244	243		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,039	925	1,024	1,315	1,386	2,101	1,689	1,347	1,378	1,415
		(1) 地 方 債	0	18	195	275	265	1,163	649	275	300	330
		(2) 他 会 計 補 助 金	608	635	676	778	833	785	789	795	800	805
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	387	213	109	214	207	88	186	212	208	210
		(6) 工 事 負 担 金	44	59	44	48	81	65	65	65	70	70
		(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,062	970	986	1,320	1,316	2,034	1,689	1,347	1,378	1,415	
	(1) 建 設 改 良 費	514	425	480	767	717	440	672	718	785	846	
	うち職員給与費	62	64	63	68	65	63	55	54	54	53	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	548	545	506	553	599	1,594	1,017	631	595	573	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-23	-45	38	-5	70	67	0	0	0	0		



## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)											
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	61	62	63	60	58	59	58	58	60	61	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	45	43	41	37	33	33	31	26	24	22
	うち基準内繰入金	(%)	7	6	6	5	33	32	30	26	23	21
	うち基準外繰入金	(%)	38	37	35	32	0	1	1	1	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	59	69	66	59	60	72	61	59	58	57
	うち基準内繰入金	(%)	15	20	17	12	11	17	14	13	13	12
	うち基準外繰入金	(%)	43	48	49	47	49	55	47	46	45	45
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

( 4 ) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金は、平成14年度に基本使用量と従量使用料を改定し、平均18.2%の改定率とした。また、料金収入については計画的な下水道事業を実施することにより、毎年約15haを整備し、有収水量の増加に伴う使用料の増加を見込む。また、平成21年度及び22年度に、約1,000世帯の集中浄化槽地域の接続を予定しており、その使用料収入増加分も見込む。
2 他会計繰入金の見込み	最近の財政状況から一般会計繰入金の増額が望めない中、今後については、市の実施計画で、平成18年度実績の11億5千万円から約4.3%減の11億円を見込んでいるため、同様に見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、東部浄化センターの改築工事(高度処理化・耐震補強等)を平成20年度～24年度に予定しており、概算費用は、約20億円である。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="141 300 616 1093"> <tr> <td data-bbox="141 300 616 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="616 300 2143 427">平成18年度から22年度までを計画期間とする「第3次定員適正化計画」では、5年間の総数の5%(30人)を削減することを目標としている。下水道事業においても、退職者の補充を抑えることにより、平成18年度に定員を1人削減し、効率的な事業経営に努めて来たところである。今後においても、組織体制の見直しを図り、平成20年度に1係を統合し、定員を1人削減し、課題 に掲げる内容について更なる効率化を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 427 616 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="616 427 2143 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 531 616 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="616 531 2143 675">平成17年人事院給与勧告に基づき、平成18年度から給与水準を全体として平均4.8%引き下げ、給与カーブをフラット化することなどにより、年功的に上昇する給与の抑制を図っている。また、地域手当については、平成22年度までに、国基準の支給率を目標とした引き下げを行う予定であり、既に平成18年度には支給率の1%引き下げを実施している。なお、技術手当は、すでに廃止している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 675 616 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="616 675 2143 818">労務職員の給与については、従前から国家公務員の行政職俸給表(二)に準拠した労務職員給料表を設け、行政職とは異なる給料表により支給しているところであり、給与水準についても、行政職と同様に平成18年度から4.8%の引き下げを実施している。また、技能労務職の給与制度についても、民間の類似職種等と給与水準を比較するなどにより適切な見直しを実施するとともに、当該見直し等の取組方針を公表する予定である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 818 616 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="616 818 2143 954">第三次行政改革大綱に基づく職員給与の適正化の一環として、平成16年度に退職時特別昇給を廃止している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 954 616 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="616 954 2143 1093">職員の福利厚生事業については、職員の掛金と事業主としての市からの負担金により運営される職員互助会によって実施されているが、事業内容の見直しや縮小により、平成18年度から市の負担率を、5/1,000から4/1,000に引き下げている。今後についても、市民の理解が得られる適正な福利厚生事業となるよう、事業の内容について点検・見直しを実施していく。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年度から22年度までを計画期間とする「第3次定員適正化計画」では、5年間の総数の5%(30人)を削減することを目標としている。下水道事業においても、退職者の補充を抑えることにより、平成18年度に定員を1人削減し、効率的な事業経営に努めて来たところである。今後においても、組織体制の見直しを図り、平成20年度に1係を統合し、定員を1人削減し、課題 に掲げる内容について更なる効率化を図る。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成17年人事院給与勧告に基づき、平成18年度から給与水準を全体として平均4.8%引き下げ、給与カーブをフラット化することなどにより、年功的に上昇する給与の抑制を図っている。また、地域手当については、平成22年度までに、国基準の支給率を目標とした引き下げを行う予定であり、既に平成18年度には支給率の1%引き下げを実施している。なお、技術手当は、すでに廃止している。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	労務職員の給与については、従前から国家公務員の行政職俸給表(二)に準拠した労務職員給料表を設け、行政職とは異なる給料表により支給しているところであり、給与水準についても、行政職と同様に平成18年度から4.8%の引き下げを実施している。また、技能労務職の給与制度についても、民間の類似職種等と給与水準を比較するなどにより適切な見直しを実施するとともに、当該見直し等の取組方針を公表する予定である。	退職時特昇等退職手当のあり方	第三次行政改革大綱に基づく職員給与の適正化の一環として、平成16年度に退職時特別昇給を廃止している。	福利厚生事業のあり方	職員の福利厚生事業については、職員の掛金と事業主としての市からの負担金により運営される職員互助会によって実施されているが、事業内容の見直しや縮小により、平成18年度から市の負担率を、5/1,000から4/1,000に引き下げている。今後についても、市民の理解が得られる適正な福利厚生事業となるよう、事業の内容について点検・見直しを実施していく。	
地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年度から22年度までを計画期間とする「第3次定員適正化計画」では、5年間の総数の5%(30人)を削減することを目標としている。下水道事業においても、退職者の補充を抑えることにより、平成18年度に定員を1人削減し、効率的な事業経営に努めて来たところである。今後においても、組織体制の見直しを図り、平成20年度に1係を統合し、定員を1人削減し、課題 に掲げる内容について更なる効率化を図る。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成17年人事院給与勧告に基づき、平成18年度から給与水準を全体として平均4.8%引き下げ、給与カーブをフラット化することなどにより、年功的に上昇する給与の抑制を図っている。また、地域手当については、平成22年度までに、国基準の支給率を目標とした引き下げを行う予定であり、既に平成18年度には支給率の1%引き下げを実施している。なお、技術手当は、すでに廃止している。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	労務職員の給与については、従前から国家公務員の行政職俸給表(二)に準拠した労務職員給料表を設け、行政職とは異なる給料表により支給しているところであり、給与水準についても、行政職と同様に平成18年度から4.8%の引き下げを実施している。また、技能労務職の給与制度についても、民間の類似職種等と給与水準を比較するなどにより適切な見直しを実施するとともに、当該見直し等の取組方針を公表する予定である。												
退職時特昇等退職手当のあり方	第三次行政改革大綱に基づく職員給与の適正化の一環として、平成16年度に退職時特別昇給を廃止している。												
福利厚生事業のあり方	職員の福利厚生事業については、職員の掛金と事業主としての市からの負担金により運営される職員互助会によって実施されているが、事業内容の見直しや縮小により、平成18年度から市の負担率を、5/1,000から4/1,000に引き下げている。今後についても、市民の理解が得られる適正な福利厚生事業となるよう、事業の内容について点検・見直しを実施していく。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="141 1201 616 1476"> <tr> <td data-bbox="141 1201 616 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="616 1201 2143 1345"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1345 616 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="616 1345 2143 1476">現在、処理場の維持管理業務の一部を民間に業務委託しており、今後も継続して実施し、経営の効率化を図る。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	現在、処理場の維持管理業務の一部を民間に業務委託しており、今後も継続して実施し、経営の効率化を図る。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組													
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	現在、処理場の維持管理業務の一部を民間に業務委託しており、今後も継続して実施し、経営の効率化を図る。												

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 平成14年度に使用料の改定を実施し、使用料単価は現在128円で、県内5万人以上の都市平均を若干上回っているが、適正な料金水準には達していない。このため、計画的な下水道の整備を毎年実施し有収水量の増加による使用料の増加を見込み、歳入の確保に努める。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	経営健全化や財務状況に関する情報公開 財政状況については、尾張旭市財政状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年6月及び12月に広報及びホームページに掲載する方法等により公表している。職員数や給与の状況等の公表についても、尾張旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年12月に同様の方法で実施している。また、その他の下水道事業に関する各種情報についても、ホームページの活用等により、積極的な情報提供に努めている。
行政評価の導入	第四次総合計画の策定に合わせ、平成16年度から「行政評価システム」を導入している。これにより、基本構想として定めた「8つの政策」について、その実現のための手段である「施策(36)」、「基本事業(139)」等の目標達成度を数値で示すことが可能となり、市民起点、成果重視の観点から市政の運営が行われている。
5 その他	平成20年度に実施予定の組織改革で、関係部局を統合することにより部長職の給与負担金(下水道事業特別会計分)を削減する。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題 に対応するため、現行の組織体制について、より効果的な経営を推進するための見直しを図るとともに、現在実施している処理場維持管理業務の一部民間委託を継続して実施する。また、定員についても業務量に応じた適正な配置とし、平成20年度には1係を統合廃止し1人減とし、改善額として見込む。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道整備を計画的に実施し、有収水量を増加させることにより使用料の増収を図る。これにより、汚水処理原価を低く抑えて一般会計からの基準外繰出しの減少に努める。
4 その他	課題 に対応するため、現行の組織体制の見直しを図り、部の統合により部長職の給与負担金(特別会計分)を廃止し、改善額として見込む。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	35,229	36,583	37,461	39,063	40,703		41,904	43,244	44,628	46,056	47,530	
	A 増減	1,197	1,354	878	1,602	1,640	6,671	1,201	1,340	1,384	1,428	1,474	6,827
	水洗便所設置済人口(人)	31,127	33,224	34,436	35,669	38,050		39,264	40,606	41,995	43,431	44,916	
	B 増減	2,527	2,097	1,212	1,233	2,381	9,450	1,214	1,342	1,389	1,436	1,485	6,866
	水洗化率(%)	88.4	90.8	91.9	91.3	93.5		93.7	93.9	94.1	94.3	94.5	
	C 増減	4.4	2.4	1.1	-0.6	2.2	5.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8
	有収水量(m <sup>3</sup> )	3,364,126	3,531,088	3,655,234	3,682,906	3,932,272		4,038,000	4,147,000	4,259,000	4,374,000	4,492,000	
	D 増減	311,721	166,962	124,146	27,672	249,366	879,867	105,728	109,000	112,000	115,000	118,000	559,728
	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	125.7	128.1	130.1	132	128.1		130.5	132.4	139	141.7	143.4	
	E 増減	16.4	2.4	2.0	1.9	-3.9	128.8	2.4	1.9	6.6	2.7	1.7	137.4
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	15.8							
F 増減	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	15.8							
収納率(%)	98.9	98.9	98.8	98.6	98.2		98.8	98.9	99.0	99.1	99.2		
G 増減	-0.1	0.0	-0.1	-0.2	-0.4	98.7	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	99	
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	29,581	30,969	32,406	32,955	36,435		38,133	42,429	45,500	47,643	49,214	
	増減	7,309	1,388	1,437	549	3,480	14,163	1,698	4,296	3,071	2,143	1,571	12,779
	職員数(人)	16	16	16	16	15		15	14	14	14	14	
	増減	-1	0	0	0	-1	-1	0	-1	0	0	0	-1
	管理運営費(千円)	1,416,495	1,424,061	1,385,970	1,391,212	1,419,635		1,402,000	1,409,010	1,416,000	1,423,130	1,430,250	
	I 増減	182,148	7,566	-38,091	5,242	28,423	185,288	-17,635	7,010	6,990	7,130	7,120	10,615
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	40	39	37	36	35		33	33	32	31	30	
	J 増減	4	-1	-2	-1	-1	37	-2	0	-1	-1	-1	33
	汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)	338.8	317	302.3	310.1	299.8		299	299	299	297	297	
	K 増減	11.7	-21.8	-14.7	7.8	-10.3		-1	0	0	-2	0	298
汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	113.2	115.1	118.1	113.2	106		109	109	109	108	108		
L 増減	-14.5	1.9	3.0	-4.9	-7.2	113.1	3	0	0	-1	0	109	
M 増減	6,718	6,619	6,649	6,748	6,524	-147	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	-6,524	
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	37	40	43	43	43		44	44	46	48	48		
増減	4	3	3	0	0		1	0	2	2	0		
累積欠損金比率(%)													
企業債現在高(百万円)	12,079	11,552	11,241	10,963	10,629		10,198	9,830	9,474	9,179	8,936		
増減	-547	-527	-311	-278	-334		-431	-368	-356	-295	-243		
収入の確保	使用料収入(千円)	422,978	452,357	475,488	486,075	503,661		527,000	549,000	592,000	622,000	644,000	
	改善額	57,065	57,065	57,065	57,065	57,065	285,325	5,803	12,119	38,398	52,532	58,848	167,700
	有収水量の増加							5,803	12,119	38,398	52,532	58,848	167,700
	使用料の適正化	57,065	57,065	57,065	57,065	57,065	285,325						
収納率の向上													
その他													
改善額													
経営の効率化	管理運営費(千円)	1,416,495	1,424,061	1,385,970	1,391,212	1,419,635		1,402,000	1,409,010	1,416,000	1,423,130	1,430,250	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	147,353	147,566	143,896	141,854	136,254		133,000	123,540	123,540	123,540	123,540	
	改善額	3,078	2,865	6,535	8,577	14,177	35,232	3,254	12,714	12,714	12,714	12,714	54,110
	職員給与と費の適正化	3,078	2,865	6,535	8,577	14,177	35,232	3,254	12,714	12,714	12,714	12,714	54,110
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	うち職員給与と費中の退職手当												
	その他(給与費負担金)								6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
改善額								6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	24,000
計画前5年間改善額 合計							320,557						
改善額 合計												245,810	

計画前年度において使用料単価150円/m<sup>3</sup>(20m<sup>3</sup>当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m<sup>3</sup>未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保、その他」の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化、その他」の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し、技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気、機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 210,195

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 汚水処理原価を適正に算出し、汚水処理原価の回収が可能となるような中長期的な使用料の水準を設定する。
- 民間委託の取組状況 現在、処理場の維持管理業務の一部を民間委託しているが、今後も適切な管理監督のもと、民間委託を進めたい。
- その他に記載された項目に関する取組等 部長職の給与費負担金(特別会計分)を、組織改革により削減する。